

## 資料

## 諸外国（G 8）における重国籍に関する法制度（概要）

項目 国名	自己志望による外国国籍取得による自国籍の当然喪失の有無等
日本	・ 喪失する。
英國	・ 喪失しない。
アメリカ合衆国	・ 米国籍を放棄する意図がなければ他国の国籍を取得しても自動的に米国籍を喪失しない。（司法省移民帰化局回答）
カナダ	・ 喪失しない。
イタリア	・ 喪失しない。
ドイツ	・ 喪失する。 ただし、外国の国籍を取得した者が、あらかじめ国籍保有の申請をして、許可証を得たときにはドイツ国籍を喪失しない。（内務省回答）
フランス	・ 「外国に平常居住するフランス国籍の成人で自発的に外国の国籍を取得するものは、この国籍法の第101条以下に規定する条件に従ってその旨を明白に届け出る場合に限り、フランス国籍を失う。」（フランス国籍法第87条）
ロシア	・ 「ロシア連邦市民による外国国籍の取得は、ロシア連邦国籍の消滅をもたらさない。」（ロシア連邦国籍法第6条）